



「最新情報」

2020年6月16日

## “零細・小規模・中規模企業 (Micro, Small and Medium Enterprises (MSME )) の定義に関する 主要な変更”

零細・小規模・中規模企業部は通知書の発効により、企業を零細・小規模・中規模企業に分類するためのしきい値 (判定基準) を引き上げて、その他の特定の変更も導入していることを発表した。

当該変更点について次のページにて纏めておりますので、ご査収ください。

情報源: MSME Notification F. No. 2/1(5)/2019-P&G/Policy (Pt.-IV), dated June 01, 2020

## 主要な変更点

- 以前は、零細・小規模・中規模企業の分類は、プラント・設備(Plant and Machinery)又は機器への投資額のみに基づいていた。本通知により、政府は、追加条件として「売上高」を判定基準に含めている。従いまして、当該分類は投資(プラント・設備または機器)と年間売上高の両方で行われることとなった。
- また、零細・小規模・中規模企業の定義における製造業界およびサービス業界の区別も削除された。

(金額 単位：インドルピー)

### 2006年MSME 開発法に基づく従来の零細・小規模・中規模企業の分類

業種	判定基準	零細企業 (しきい値)	小規模企業 (しきい値)	中規模企業 (しきい値)
製造	プラント・設備への投資	250万以下	250万超、5000万以下	5000万超、1億以下
サービス	機器への投資	100万以下	100万超、2000万以下	2000万超、5000万以下

### 2020年7月1日から発効する該当の通知書によるMSMEの新しい判定基準

業種	判定基準	零細企業 (しきい値)	小規模企業 (しきい値)	中規模企業 (しきい値)
製造	プラント・設備または機器への投資	1000万以下	1億以下	5億以下
および	および	および	および	および
サービス	売上高	5000万以下	5億以下	25億以下

上記の変更は2020年7月1日から発効する

## 改正後の規定に基づくMSME分類：例

金額単位：インドルピー

S. No.	該当する状況 (例)		所属する企業分類	備考
	投資	売上高		
1	100万	4000万	零細	--
2	900万	1億	小規模	売上高が5000万超であるので、零細企業に該当しない
3	2億	4億	中規模	投資は1億超であるので小規模に該当しない

# お問合せ先

## GSAP



H-59AB, Lower Ground Floor  
Kalkaji, New Delhi 110019  
India



[info@gsapadvisors.com](mailto:info@gsapadvisors.com)



+91 (11) 4056 0819  
+91 (11) 4154 4443

**Disclaimer:** The content herein are solely meant for commercial purposes and shall not be considered as professional advice and/or used as base for any technical decision. GSAP Advisors India Pvt. Ltd., its employees, contractors, associates are not responsible for loss whatsoever sustained by any person who relies on the information contained herein.